

平成22年度 東京都普通交付税の算定結果について

平成22年度の普通交付税の算定結果が、本日、総務大臣から閣議に報告され、発表されましたので、お知らせします。

東京都は、昭和29年度の交付税制度発足以来引き続き、不交付団体となりました。

道府県分は、交付税制度発足以来初めて、2,121億円の財源不足となりました。これは、急激な景気悪化と法人事業税の暫定措置の影響などにより、基準財政収入額が大幅に減少したことなどによるものです。

一方、大都市分は5,954億円の財源超過となり、道府県分と大都市分を合算した、東京都の財源超過額は3,834億円となっています。財源超過額は前年度に比べて7,053億円減少しており、減少額は過去最大です。

(単位:億円)

区 分	22年度	21年度	増減額
基準財政収入額 A	34,387	40,410	△ 6,023
道府県分	15,449	19,048	△ 3,599
大都市分	18,938	21,362	△ 2,424
基準財政需要額 B	30,553 (34,324)	29,523 (33,716)	1,030 (608)
道府県分	17,570	16,400	1,171
大都市分	12,983	13,124	△ 140
財源超過額 A-B	3,834 (64)	10,887 (6,694)	△ 7,053 (△ 6,631)
道府県分	△ 2,121	2,649	△ 4,770
大都市分	5,954	8,238	△ 2,284

注1) 基準財政需要額及び財源超過額欄の()書きは、臨時財政対策債振替前の計数である。

注2) 計数は、端数調整を行っていない。

道府県分：都が行う道府県行政を算定するもの

大都市分：特別区の区域内で都及び特別区が行う市町村行政を算定するもの

財源超過額は、以下の点において、都財政の実態を反映するものではありません。

- ・ 交付税算定上、昼間流入人口等が補正に十分反映されていないなど、東京都の膨大な財政需要の実態をとらえきれているとは言えません。
- ・ 本来、基準財政需要額に算定されるべき額が、臨時財政対策債に振替えられることで圧縮されており、財源超過額が見かけ上拡大しています。
- ・ 東京都の普通交付税の算定は、地方交付税法に基づき、道府県分と大都市分とを合算する方式で行われており、東京都と23特別区をあわせて1団体とみなされているため、団体としての東京都の実態をあらわすものではありません。

問い合わせ先

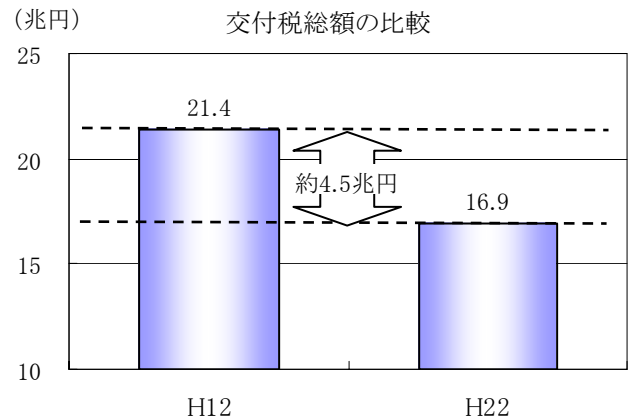
財務局主計部財政課 電話 03-5388-2669

<参考>今回の算定結果に対する東京都の考え方

地方交付税制度は、限られた地方交付税の総額を全国の地方公共団体に配分するための制度です。

「財源超過額」は、国が定める基準により算定された、交付税制度における配分技術上の数字であり、都財政の実態を反映するものではありません。

- 地方交付税の原資は、国税5税（所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税）の一定割合とされています。
- 国は、国の予算の枠の中で地方公共団体の歳入歳出の総額を見込む地方財政計画を策定し、地方交付税総額を決定しています。この交付税総額は平成12年度以降の10年間で約4.5兆円減少しています。
- 国は、その限られた交付税総額を地方公共団体に配分するため、国が定める基準にもとづき、個々の団体の収入額、需要額を算定します。
- しかし、現実には、地方へ配分すべき額を交付税原資で賄いきれないため、国は、赤字地方債である臨時財政対策債への振替により交付税総額を圧縮しています。
- 不交付団体である東京都の算定も、この枠組みの中で行われており、結果的に生じた財源超過額は、あくまでも交付税制度における配分技術上の数字であって、都財政の実態をあらわすものではありません。



交付税算定上、東京都の財政需要は適切に反映されていません。

- 基準財政需要額は、道府県分は人口170万人、市町村分は人口10万人の団体を標準モデルとし、その団体の需要を基準に算定します。
- 現実の地方公共団体は多様であるため、地方交付税算定においても、各団体の規模や特徴に応じた割増し等の補正がなされることになっています。しかしながら、東京都については、補正に用いられる昼間流入人口等の数値自体に割落しがかけられるなど、膨大な財政需要の実態をとらえているとは言えません。

事 例	割落し前の数値（特別区）	割落し後の数値
昼 間 流 入 人 口	335万人	72万人

現状では、地方交付税の原資が不足しているため、臨時財政対策債（赤字地方債）の発行により当面の財源不足を穴埋めすることを前提とした仕組みとなっています。

配分技術上の算定数値である財源超過額は 3,834 億円となっていますが、これは臨時財政対策債への振替により基準財政需要額が機械的に圧縮された結果、財源超過額が見かけ上拡大したものです。

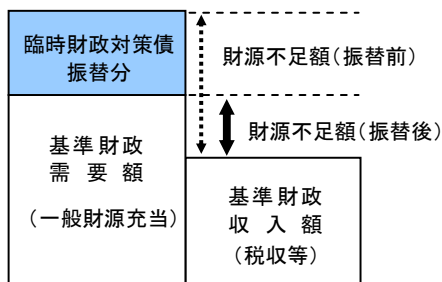
- 臨時財政対策債は、交付税総額に対してその原資である法定 5 税だけでは財源が不足することから、これを補てんするために発行することが可能であるとされている赤字地方債です。
- 臨時財政対策債は、交付税の算定にあたって、人口などをベースに算出された発行可能額を、交付税の交付・不交付にかかわらず国が各地方公共団体に割当ててものです。基準財政需要額が臨時財政対策債に振替えられることにより、全国の地方公共団体の基準財政需要額は機械的に圧縮されます。
- このため、不交付団体である東京都では、財源超過額が見かけ上拡大します。

	財源超過額 (振替前)	財源超過額 (振替後)
道府県分	3,830 億円	2,121 億円
大都市分	3,894 億円	5,954 億円
合計	64 億円	3,834 億円

【臨時財政対策債への振替イメージ】

【交付団体の場合】

基準財政需要額が圧縮され、財源不足額が減少



【不交付団体の場合】

基準財政需要額が圧縮され、財源超過額が拡大

